

24宗保第95号
平成24年5月16日

宗像市教育委員会
教育委員長 井上 裕之 様

宗像市長 谷井 博美
(保健福祉政策課)



宗像市民生委員推薦会委員の推薦について

新緑の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

貴職におかれましては、平素より本市の保健福祉行政に格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さてこのたび貴職からご推薦いただき、民生委員推薦会委員として、本市の保健福祉行政にご協力いただきました伊達 正信 氏が、本年6月30日をもちまして任期満了を迎えることとなりました。つきましては、貴職の擁する人材の中から、本審議会の趣旨をご理解いただき、ご協力いただける方をご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、推薦にあたりましては別紙推薦書及び承諾書を平成24年6月22日(金)までに提出していただきますようお願いいたします。

詳細についてのお問い合わせは下記までお願いします。

推薦会委員任期：平成24年7月1日～平成27年6月30日

問い合わせ先 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市健康福祉部保健福祉政策課 担当 児島
TEL 0940-36-1308/FAX 0940-36-2410

宗像市民生委員推薦会委員

任期：平成24年7月1日～平成27年6月30日

選出分野	氏名	新任・再任	役職等
市町村の議会の議員（1）	吉田 益美	再任	宗像市議会議員
民生委員（2）	松本 信義	再任	宗像市民生委員 児童委員協議会長
社会福祉事業の実施に関係のある者（3）	吉田 靖生	再任	宗像市社会福祉協議会 事務局長
市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者（4）	鍋山 玲子	再任	宗像市保育協会 会長
教育に関係のある者（5）			
関係行政機関の職員（6）	吉田 洋之	新任	宗像市健康福祉部長
学識経験のある者（7）	西山 功	再任	元宗像市赤間地区福祉会 会長

選出分野は、民生委員法第8条第2項に基づく

旧任

選出分野	氏名	役職等
教育に関係のある者（5）	伊達 正信	元教育委員

○宗像市民生委員推薦会規則

平成15年4月1日

規則第44号

改正 平成16年12月28日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）について、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、7人以内とする。

(招集)

第3条 委員長は、推薦会の会議を招集するときは、会議招集の3日前までに招集の日時及び場所を文書をもって委員に通知しなければならない。

(民生委員候補者の決定)

第4条 委員長は、市長より民生委員の欠員の通知を受けたときは、1週間以内に推薦会を招集し、民生委員候補者を決定しなければならない。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、健康福祉部保健福祉政策課において処理する。

(平16規則37・一部改正)

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第37号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○民生委員法（一部抜粋）

(昭和二十三年七月二十九日)

(法律第九十八号)

第二回通常国会

芦田内閣

民生委員法をここに公布する。

民生委員法

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

(平一二法一一一・一部改正)

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。

(昭六〇法九〇・平一一法八七・平一一法一六〇(平一二法一一一)・平一二法一一一・一部改正)

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和二十三年法律第六十四号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

(平一三法一三五・一部改正)

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

(昭六〇法九〇・平一一法一六〇・一部改正)

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。

一 市町村の議会の議員

二 民生委員

三 社会福祉事業の実施に関係のある者

四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

五 教育に関係のある者

六 関係行政機関の職員

七 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(昭二八法一一五・平一二法一一一・一部改正)

第九条 削除

(昭六〇法九〇)

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭二八法一一五・平一二法一一一・一部改正)

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならぬ。

(昭六〇法九〇・平一一法一六〇・一部改正)

○民生委員法施行令（一部抜粋）

(昭和二十三年八月十日)

(政令第二百二十六号)

民生委員法施行令をここに公布する。

民生委員法施行令

内閣は、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の規定に基き、ここに民生委員法施行令を制定する。

~~第一条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。~~
~~2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~
~~3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、これを解任することができる。~~
~~一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合~~
~~二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合~~
~~4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従ひ解任せられるものとする。~~
~~(昭三八政令四五、一部改正)~~

~~第二条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。~~
~~2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。~~

~~第三条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。~~

~~第四条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。~~

~~第五条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。~~

~~第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記各々三人以内を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。~~

~~2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。~~

~~第七条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。~~

第八条から第十条まで 削除

(昭六〇政二二五)

第十一条 民生委員協議会の会長の任期は、一年とする。

2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

(昭三五政一〇三・追加、昭六〇政二二五・旧第十一条の二繰上、平一二政三三四・一部改正)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、民生委員法第二十九条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十四条の二十七に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、民生委員法第二十九条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の三に定めるところによる。

(昭三一政二六五・全改、平六政三九八・平一一政三九三・一部改正)

第十三条から第十六条まで 削除

(昭三一政二六五)

附 則 抄

第十七条 この政令は、公布の日から、これを施行し、民生委員法施行の日(昭和二十三年七月二十九日)から、これを適用する。

附 則 (昭和二八年八月一日政令第一四五号)

この政令は、公布の日から施行する。但し、第一条の改正規定は、昭和二十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三一年八月二日政令第二六五号)

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百七号)及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和三十一年法律第四百八号)の施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。

2 この政令による改正後のそれぞれの政令及び勅令の規定による都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二百五十三号)附則第三項から第十項までに定めるところによる。

附 則 (昭和三五年四月一八日政令第一〇三号) 抄